

公民館及び図書館(室)の再編体制について

◇公民館の体制について

【生涯学習推進体制の見直し】

伊賀市では平成30年1月に伊賀市生涯学習推進指針を定め、「誰でも・いつでも・どこでも学び・成果をまちづくりに生かす」という目標を掲げ、生涯学習の推進に努めています。今後、地域間での均衡を取りながら、地域の特色を活かした生涯学習体制を整えていきます。

1 現状

		上野	いがまち	阿山	島ヶ原	大山田	青山
公民館	中央館	中央公民館（伊賀市生涯学習センター ハイトピア伊賀5階）					
	地区館数	1	1	1	1	1	1
	分館数	22	0	0	0	0	6
地域における公民館活動	住民自治協議会				住民自治協議会		住民自治協議会
活動拠点	分館（地区市民センター、八幡町教育集会所）				島ヶ原会館		分館（地区市民センター）
自治協への活動支援	○				○		○

- ・公民館分館のある地域とない地域があり、地域における公民館活動は異なります。
- ・地区公民館での活動や事業内容に差が生じています。



2 新たな生涯学習の推進体制

		上野	いがまち	阿山	島ヶ原	大山田	青山
公民館		伊賀市生涯学習センター（ハイトピア伊賀5階）					
地域における生涯学習事業		住民自治協議会					
活動拠点		各地区市民センター、八幡町教育集会所、島ヶ原会館					
自治協への活動支援		○					

- ・身近な各地区市民センターを拠点に、地域で独自の強みや特色を活かした生涯学習事業を行うことで、地域の活性化や市民の学習意欲の強化を図ります。
- ・身近なところで学習の機会を持つことで、地域の誰もが気軽に参加しやすくなります。
- ・「伊賀市生涯学習センター」は、全市的な生涯学習・社会教育を推進する中心的な役割を担う拠点として機能の充実を図ります。

3 地域(住民自治協議会)での生涯学習事業

地域の課題や市民のニーズ等に応じた生涯学習事業を実施していきます。

- ・住民自治協議会が現在実施している事業・教室などの継続や、新たな事業の実施
- ・複数地域と連携し共通事業を実施
- ・地域で活動できる人材の掘り起こし

自主サークル団体の活動

- ・自主サークル団体は、地区市民センターを利用した活動を行います。
- ・複数の地域住民で構成されているサークル団体は、特定の地区市民センターに限定せず、状況に応じて自由に地区市民センターを選択し活動を行います。

【社会教育支援員の役割】

地域のニーズに応じた社会教育活動の活性化や底上げを図るため、住民自治協議会と連携・協力しながら、地域が実施する生涯学習事業を支援します。

[職務内容]

- ・生涯学習推進事業の支援
社会教育指導員と連携し、地域の生涯学習事業に対しての支援やコーディネートを行います。また、他の地域と連携し、生涯学習活動を進めます。

4 伊賀市生涯学習センターの役割

市全域及び全市民を対象とした学習の機会や場の提供、生涯学習情報の発信などを行います。

- ・地域の担い手となる地域リーダーやボランティア等の人材育成
- ・地区市民センターを利用した出前講座の実施
- ・地域間の情報共有及び情報交換会などの実施
- ・地域の生涯学習事業への助言やサポート
- ・社会教育関係団体の育成と支援

【社会教育指導員の役割】

生涯学習に関する指導や学習相談、地域が実施する生涯学習活動への支援、社会教育団体の育成などを行います。

[職務内容]

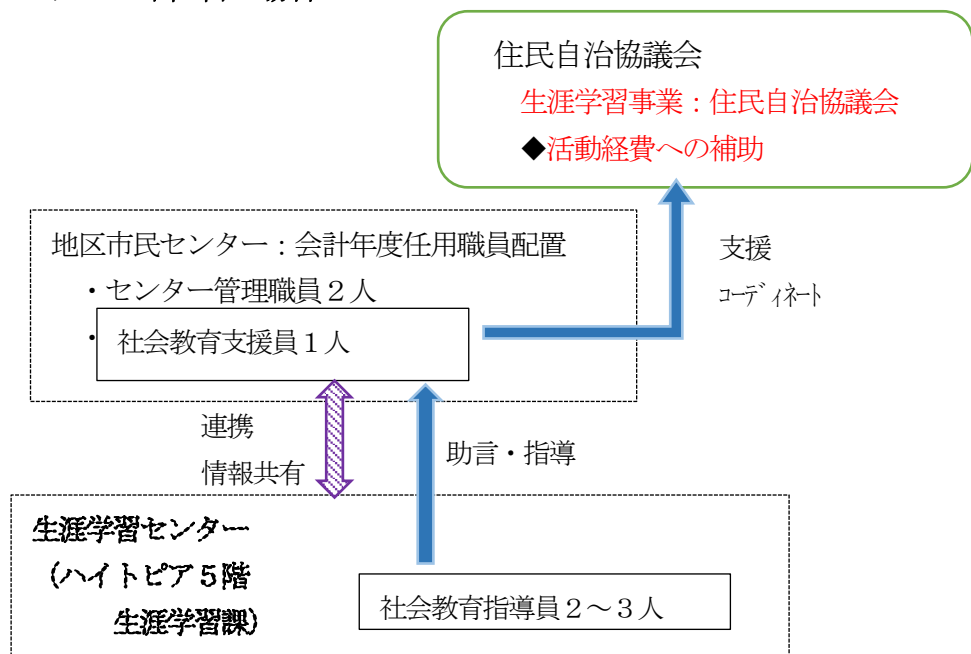
- ・生涯学習事業の企画運営等の実施
- ・地域で活動できるボランティア等の人材育成
- ・住民自治協議会への生涯学習事業に関する助言・指導
- ・地区市民センターに配置する社会教育支援員等との連携

5 住民自治協議会への支援と活動経費

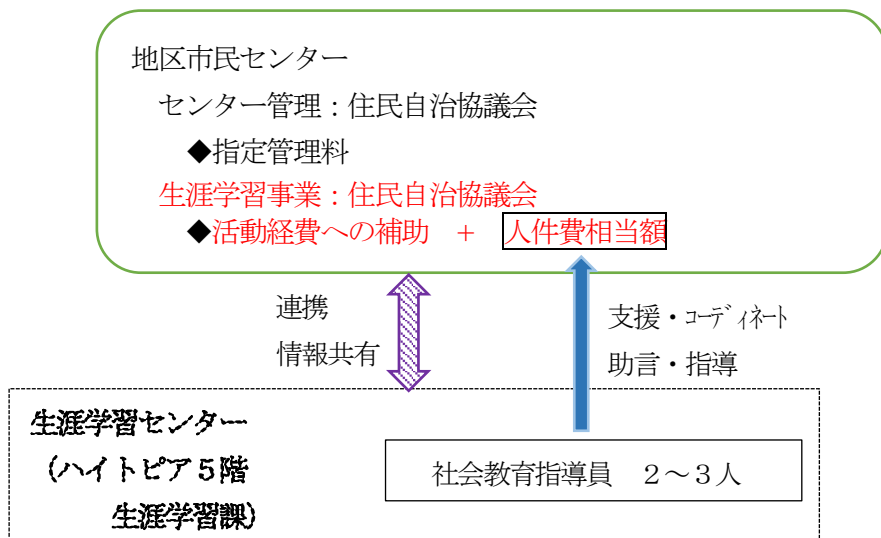
地区市民センター の管理体制	市直営	指定管理
生涯学習事業スタッフ (社会教育支援員)	伊賀市職員 (会計年度任用職員を配置)	住民自治協議会が雇用 (人件費1名相当分を市から補助)
活動経費	生涯学習事業経費を市から補助	

【支援体制】

◆地区市民センター：市直営の場合



◆地区市民センター：指定管理の場合



◇上野図書館・分館図書室について

1 現状と課題

伊賀市は、平成26年3月に「伊賀市新図書館基本計画」を策定しました。現在は、新図書館のあり方や場所について検討しています。

各分館図書室の体制ですが、平成27年度より公民館図書室から上野図書館分館と位置付け、図書資料の貸し出しを行うほか、各地区公民館では、読み聞かせ会を行っています。

そのような状況の中で、昨年度「将来の支所のあり方（案）」が示されたことを踏まえ、将来的に有効な設置数や位置、機能のあり方について検証し方針を示す必要があります。

2 上野図書館及び分館図書室の見直し

「将来の支所のあり方（案）」で示された3つの地域設定を基本に、現在、上野図書館ほか5つある分館図書室について、場所や機能を整理し集約します。

(1)設置数及び場所

「将来の支所のあり方（案）」に示された「新たなエリア設定（案）」の3つのエリアにそれぞれ設置することとします。人口規模では上野図書館のみでも機能を果たせますが、広い市域をカバーできるよう、北部エリア及び南部エリアにも、分館として設置します。

- ① 中部エリア 上野図書館
- ② 北部エリア (仮称) 北部図書館 (DMG との官民協働図書室)
- ③ 南部エリア (仮称) 南部図書館 (青山複合施設内)

(2)機能及び役割

①上野図書館は中央館として機能拡大するほか、「交流型図書館」を目指し、中心市街地における賑わい創出の拠点としての役割も担うこととします。

②及び③

図書資料開架及び貸出返却機能を基本としたサービスを実施します。

上野図書館からの「配送サービス」は継続し、「返却ポスト設置」も現エリア内に継続することとします。

◇ 公民館及び図書館(室)体制再編の時期について

令和4年4月